

## 公告の訂正

次の調達案件について、仕様書の一部を変更することとしたため、次のとおり訂正します。

令和8年1月30日

支出負担行為担当官  
富山労働局総務部長 渡辺 聰

1 公告日

令和8年1月29日

2 調達件名

令和8年度 富山労働総合庁舎外8施設における機械警備業務委託

3 訂正内容

・契約書（案）（損害賠償）第17条

### 【訂正前】

第17条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、他に定める場合を除き、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、本契約の履行に着手後、第15条第1項の規定による契約解除により損害が生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

### 【訂正後】

第17条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、他に定める場合を除き、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

2 前項の賠償限度額は、1事故につき、対人賠償、対物賠償、合わせて10億円とする。

3 乙が本契約に基づき業務を実施中に、第三者に対し損害を与えた場合には、甲は第三者に対し、直接損害賠償の責に任ずるものとし、乙の責に帰すべき事由のあるときは、乙はその補償として客観的に承認された賠償額証明に基づき、前項に定めた限度内の金額を甲に支払うものとする。

4 甲は、第1項及び前項の事故による損害が発生したときは、その事故を知った日から14日以内に書面をもって事故による損害の発生を乙に通知しなければならない。

5 乙は、本契約の履行に着手後、第15条第1項の規定による契約解除により損害が生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

6 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

以上、公告する。